

平安堂薬局根岸店の書面掲示事項等について

当薬局で取扱いのある医療保険及び公費負担医療について

当薬局で取扱いのある医療保険及び公費負担医療は以下の通りです。

- ・ 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・ 生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（精神通院医療）
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・ 児童福祉法に基づく指定
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・ 中国残留邦人等に関する法律に基づく指定

個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

領収書・明細書が不要の方はお申し出ください。

保険外併用療養費に関する事項について

・ 薬剤の容器代

必要に応じて容器代を頂戴しております。

・ 医薬品の郵送料

患者さまの都合・希望に基づく郵送料等や配達料は患者さまご負担となります。

・ 希望に基づく一包化

患者さまによる一包化のご希望がある場合は実費にて、1包 50 円(税別)を請求させていただきます。

長期収載品の選定療養について

2024年10月から、「後発医薬品」がある先発医薬品（長期収載品）を希望される場合に、「特別の料金」をご負担いただいております。「医療上の必要性がある場合」などを除いて、患者さまの希望により、後発医薬品ではなく先発医薬品の調剤を受ける場合には、選定療養の対象として、両者の差額の4分の1を患者さまご自身が自己負担する仕組みです。後発医薬品への変更について、ご相談がありましたらお声がけください。

個人情報保護の方針について

当薬局は、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。当薬局における個人情報の利用目的は以下の通りです。

当薬局における調剤サービスの提供、医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との必要な連携、病院・診療所等からの照会の回答、患者さまのご家族等への薬に関する説明、医療保険事務、薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談又は届出など、調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、当薬局内で行う症例研究、当薬局内で行う薬学生への薬局実務研修、外部監査機関への情報提供等

夜間・休日等加算、時間外等加算（時間外・休日・深夜）について

当薬局では、夜間時間・休日などで窓口対応を行う場合、下記の時間帯で夜間・休日等加算を算定いたします。

平日の 19 時以降
土曜日の 13 時以降

調剤基本料について

調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料 1 を算定しております。
---------	------------------------

調剤管理料・服薬管理指導料について

調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

医療情報取得加算について

医療情報取得加算	当薬局では、オンライン資格確認等システムを活用し、質の高い保険調剤の提供に努めており、医療情報取得加算を算定しております。
----------	---

医療 DX 推進体制整備加算について

医療 DX 推進体制整備加算	当薬局は以下の基準を満たし、医療 DX 推進体制整備加算を算定しています。 <ul style="list-style-type: none">オンラインによる調剤報酬の請求オンライン資格確認を行う体制・活用電子処方箋により調剤する体制電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制マイナ保険証の利用率が一定割合以上医療 DX 推進の体制に関する掲示サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
----------------	--

在宅患者訪問薬剤管理料について

在宅患者訪問薬剤管理指導料	当薬局では、在宅にて療養中で、通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し、薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。 医師の了解と指示が必要となりますので、ご相談ください。
---------------	--